

## 大槌町住宅建設等促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 大槌町は、町民の生活環境の向上及び定住促進に資するとともに、町内産業の活性化を図るため、町内業者を利用して自己の居住する住宅の増改築工事等を行う者に対し、大槌町補助金交付規則（昭和38年大槌町規則第12号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (定義)

第2条 本要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 新築工事

町内において新たに住宅を建設する工事（新築住宅の建売を含む）をいう。

#### (2) 改築工事

町内において対象となる住宅の機能維持又は向上に伴う修繕、改造等の工事であって、補助対象住宅の床面積が補助事業実施前と比較し同等以下（減築工事を含む）の工事をいう。

#### (3) 増築工事

町内において対象となる住宅の機能維持又は向上に伴う修繕、改造等の工事であって、補助対象住宅の床面積が補助事業実施前と比較し増加する工事をいう。

#### (4) 解体工事

町内において対象となる住宅の一切を撤去し、更地にする工事をいう。

#### (5) 建替工事

町内において対象となる住宅の主に構造躯体を除く一切を撤去する工事（前号に該当するものを除く）又は撤去後の住宅の機能維持又は向上に伴う修繕、改造等の工事をいう。

#### (6) 補助認定業者

申請時点において次のいずれかの条件を満たす町内業者をいう。

ア 大槌町営建設工事入札参加資格者

イ 大槌町指定給水装置工事事業者

ウ 大槌町排水設備指定工事店

エ 当該補助金に係る認定を受けた者

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

#### (1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 改築又は増築工事の場合、申請時点で1年以上継続して対象住宅に住所を有する者

イ 新築工事の場合、申請する年度の3月末日までに対象住宅に居住し、住民登録する者

- ウ 解体工事の場合、1年以上居住していない築25年以上の住宅を所有する者
  - エ 建替工事のうち住宅の撤去を対象経費とする場合、同号ウを満たす者
  - オ 建替工事のうち住宅の修繕、改造等を対象経費とする場合、同号イを満たす者
  - カ 建替工事の一切を対象とする場合、同号イ及びウを満たす者
- (2) 補助認定業者に依頼し、新築、改築、増築、解体、建替工事のいずれかを実施する者
- (3) 対象となる住宅の所有者（所有者の委任がある場合、対象住宅に居住し住所を有する3親等以内の親族）
- (4) 交付決定日以降に契約し、別表に定める期間までに完了する工事であること
- (5) 住所地の市区町村税等の滞納がない者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は第6号に規定する暴力団員でない者又はそれらと密接な関係にない者
- (7) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない者
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除くものとする。

- (1) 当該補助対象住宅において、過去に次のいずれかの補助金等の交付を受けている者。
- ア 大槌町定住促進事業住宅取得補助金
  - イ 大槌町被災者新築住宅支援事業補助金
  - ウ 大槌町被災者住宅再建支援事業補助金
  - エ 大槌町土地区画整理事業区域内住宅建設補助金
  - オ 大槌町空き家リフォーム支援補助金
  - カ その他、国、県及び町からの補助金等（ただし、住宅の一部（浄化槽、トイレ等）のみを対象とする補助金にあつては、この限りでない。）
- (2) 解体工事であつて、住宅の取得から1年を経過していない者。
- (3) 過去にこの要綱による補助金の交付決定を受けたにも関わらず、補助対象工事を実施しなかったもの。
- (4) その他町長が適当でないとする者。
- （補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、別表2のとおりとする。ただし、消費税等相当額については、これに含まないものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象経費から除くものとする。
- (1) 附帯設備工事のみを実施する場合の費用
  - (2) 住宅内部に設置する設備（システムキッチン、エアコン等）の購入に係る費用
  - (3) 倉庫及び物置の購入に係る費用
  - (4) 測量及び設計に係る費用

- (5) 手数料（申請手数料、振込手数料、送料等）
- (6) 造成工事費
- (7) 配線工事のうち、電話線及び有線テレビジョン放送設備の設置に係る工事費
- (8) 産業廃棄物処分費
- (9) 過去に国、県及び町からの補助金等の交付を受けた箇所に係る工事費  
（補助金額）

第5条 補助金額については、次のとおりとする。

- (1) 補助率  
4分の3以内（千円未満の端数は、全額切り捨てる）
- (2) 補助上限額  
30万円  
（交付回数）

第6条 補助金の交付は、当該住宅1件につき1回限りとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅建設等促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付し、別表に定める期間内に町長に提出しなければならない。なお、別表に定める期間の始期が休祝日の場合においては始期を休祝日の前日とし、終期が休祝日の場合においては終期を休祝日の翌日とする。

- 2 ただし、当該申請に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えるときは、申請期間終了から2週間以内に抽選により対象者を選定するものとする。

（交付決定）

第8条 町長は、前条第1項に規定する申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査及び抽選等により、当該申請に係る補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付決定をするものとする。

- 2 町長は、前項の交付決定をする場合において、補助の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。
- 3 町長は、交付決定等の内容及びこれに付した条件を、住宅建設等促進事業補助金交付（変更）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（変更の申請）

第9条 前条第3項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業の内容又は金額の変更を行おうとするときは、住宅建設等促進事業補助金に係る変更交付申請書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

- 2 ただし、20%を超えない範囲における交付決定額の減額変更であって、事業計画の大幅な変更がないものにあつては、この限りではない。
- 3 町長は、同条第1項に規定する申請について変更すべきものと認めるときは、その旨を第8条第3項の規定に準じて通知するものとする。

(実績報告等)

第 10 条 交付決定者は、補助事業が終了したときは、住宅建設等促進事業補助金実績報告書（様式第 4 号）を、速やかに町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告は、対象となる工事費の支払が完了した日から 30 日以内、又は交付決定を受けた年度の 3 月末日のいずれか早い日までに行うものとする。

(補助金額の確定)

第 11 条 町長は、前条の実績報告等があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、住宅建設等促進事業補助金額確定通知書（様式第 5 号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第 12 条 交付決定者は、前項の規定による通知を受けた後、住宅建設等促進事業補助金請求書（様式第 6 号）を町長に提出し、町長は速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 13 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 補助金を他の用途に使用したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、補助事業に関して、規則若しくはこの要綱の規定に基づく町長の指示又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

2 町長は、前項の規定による取消しの決定を行った場合には、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 14 条 町長は、前条第 1 項の規定により取消しを決定した場合又は規則第 6 条第 2 号の規定により廃止を承認した場合において、当該取消し又は廃止に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の翌日から起算して 15 日以内の期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月15日から施行する。

(この要綱の失効)

この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条、第7条、第10条関連）

対象者	第3条（4）	第7条
第2条（1）	交付決定を受けた年度の2月末日	交付決定を受けようとする年度の5月10日から同月15日まで
第2条（2）～（5）のうち上半期募集に係る申請分	交付決定を受けた年度の10月末日	交付決定を受けようとする年度の5月10日から同月15日まで
第2条（2）～（5）のうち下半期募集に係る申請分	交付決定を受けた年度の2月末日	交付決定を受けようとする年度の9月10日から同月15日まで

別表2（第4条関連）

対象経費	補助額
1 住宅内部	補助率：3／4以内 上限30万円
（1）内壁（柱を含む）	
（2）床（階段を含む）	
（3）天井（梁を含む）	
（4）建具	
（5）管・配線工事	
（6）設備	
2 住宅外部	
（1）外壁（筋交いを含む）	
（2）屋根（太陽光発電設備を除く）	
（3）玄関ポーチ	
（4）建具	
（5）防犯設備	
3 附帯設備	
（1）駐車場	
（2）倉庫、物置	
（3）外構工事	
4 解体又は建替工事	
（1）住宅撤去	

ただし、上表3に係る経費については、当該補助事業として申請する対象経費のうち上表1及び2の合計金額を上限とする。